

平成31年度実施向け

提案型協働事業制度 応募の手引き

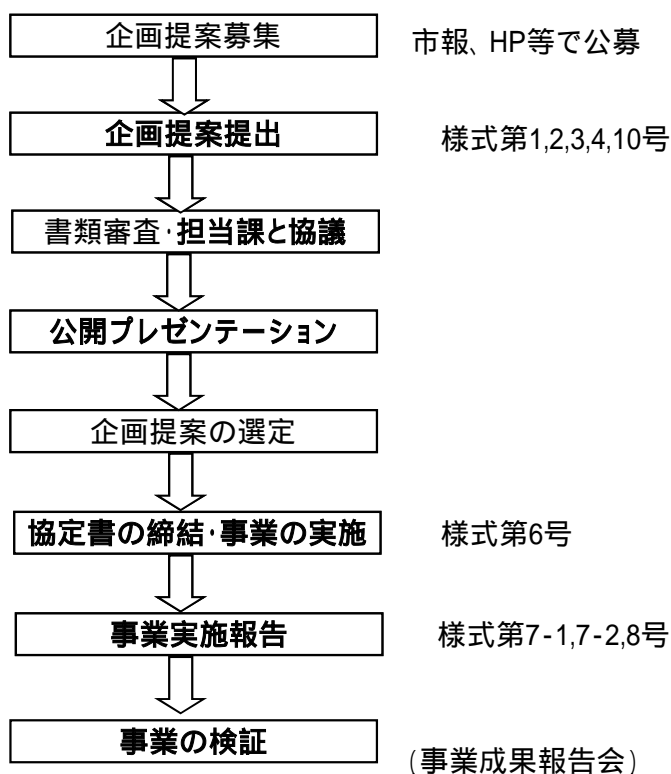
平成30年11月

尼崎市 市民協働局

ひと咲き施策推進担当

制度の流れ

【内容】



【スケジュール】

11月 市報・HP

11月26日締切

12月上旬
～2月下旬

3月初旬

3月

4月頃

事業終了後、
30日以内

- 様式第1号 提案型協働事業提案書
- 様式第2号 提案型協働事業企画書
- 様式第3号 提案型協働事業収支予算書
- 様式第4号 団体の概要書
- 様式第5号 協議結果報告書 所管課から制度所管課へ送付
- 様式第6号 提案型協働事業協定書
- 様式第7-1号 提案型協働事業実施結果報告書
- 様式第7-2号 提案型協働事業収支結果報告書
- 様式第8号 提案型協働事業チェック表
- 様式第9号 提案型協働事業(変更・中断・廃止)届出書
- 様式第10号 誓約書

§ 提案型協働事業制度の概要（平成 31 年度版）§

1 事業の目的

本制度は地域課題や社会的課題の解決に向けた市民と市の双方向の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と市がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図ることを目的とします。

2 事業の概要

地域課題や社会的課題の解決に向けて市民と市が協働して取り組むことで、より効果的に解決が図られる提案を募集し、書類審査、関係課との協議、公開プレゼンなどの選考を経て、採択された提案について団体と市が協定を締結し、協働で事業を実施します。

【事業実施のポイント】

市民団体と市は、目的を共有し、対等な立場でお互いの特性を尊重し、協議を重ねながら、課題の解決を目指します。

そのため、事業実施の際は、予め事業目的や内容、お互いの役割分担について協議を行い、それらを明確にするために協定を締結します。

* 市民団体への助成事業ではありません。

提案内容や選考内容、事業経過について、随時、ホームページ等で情報を公表し、事業の透明性の確保を図ります。

3 対象事業

対象となる事業は、次のような事業で市民団体から提案を募集し、モデル的に試行します。

【対象事業】

公益性、社会貢献性があり、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業

市民と市が適切に役割分担でき、協働による相乗効果が期待できる事業

市の事業として現在確立されていない事業

先進性、先駆性等、工夫やアイデアがあり、市民の視点から企画された事業

本市の総合計画の方向性に沿った事業

4 提案できる市民団体

公益的な活動を行っている市民団体のうち、次の要件を満たす団体が提案することができます。

市内に事務所を有し又は市内で活動している団体で、活動期間が原則として1年以上であること。

構成員が5人以上であること。

組織の運営に関する定款、規約又は会則を定めていること。

予算、決算について適正な会計処理が行われていること。

【対象外】

市が事務局に参加している団体

営利を目的としている団体

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になるうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成13年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

5 提案事業の選考

(1) 書類審査

提案の要件を満たしているか、提出書類に不備がないかといったことに加え、以下の項目について審査を行います。また、提案内容や書類等に不明な点がある場合、提案団体及び当該事業に関連する課に対してヒアリングを行うことがあります。

【審査項目】

- 公益性
- 中立性
- 協働性

(2) 関係課との協議（ラウンドテーブル）

書類審査を通過した提案について、提案団体と当該事業について協働で事業を実施する課（以下「所管課」という。）との間で提案内容について、実現可能性を高めるため、次の視点で協議（ラウンドテーブル）を行います

【協議の視点】

- 目的及び現状、課題の共有
- 事業の必要性
- 市との協働の必要性
- 事業実施上の課題
- 役割分担

所管課は協議を行った結果、本制度を所管する課（以下「制度所管課」という。）に協議結果報告書（様式第5号）を提出します。また、提出書類等に修正がある場合は、この段階で行います。

(3) 公開説明会及び事業の選考

書類審査を通過し、所管課と協議を行った提案について、事業の透明性を図るとともに提案内容を広く市民に伝え、課題や解決方を学ぶ場として、公開説明会（プレゼンテーション）を開催します。

審査会委員から提案内容について意見聴取し、以下の審査項目に基づいて審査を行います。

【審査項目】

公益性
先駆性
的確な課題分析・市民ニーズ
市民の参加・参画
協働の必要性・効果
実現可能性
発展性

公開説明会終了後、審査会を開催します。審査会で委員の意見調整を行い、審査結果を取りまとめます。

審査会は非公開としますが、審査結果はHP等で公表します。

6 事業の決定及び事業期間

審査の結果、協働事業として採択された提案については、市から提案団体に通知します。

不採択の場合は、その理由を付して通知します。

採択された提案事業は、**モデル事業として平成31年度**に実施します。

なお、事業期間は最大2年間で、単年度ごとに審査を受ける必要があります。

モデル事業とは、最大2年間の事業期間終了後、市として事業化することを見据えて実施する協働事業のことを言います。

7 事業の成案化

採択された協働事業の実施が決定しましたら、提案団体と所管課は以下の項目について成案化に向けた協議を行い、協働事業計画書を作成します。

その後、事業実施に向けた協定を締結します。

【協議・確認する事項の例】

事業目的
事業の対象
提案団体と所管課との役割分担
経費負担
実施方法
事業実施期間及びスケジュール など

8 事業の実施

協定締結後、提案団体と市はそれぞれの役割に応じて、事業を実施します。

定期的に情報交換・意見交換の機会を設けながら、パートナーシップの原則に基づき、事業に取り組みます。

事業実施途中で事業内容の変更等がある場合は、速やかに市に相談してください。

事業実施における個人情報の取り扱いについては、適正に行うこととします。

9 事業結果報告

事業終了後、当該事業が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に提案型協働事業実施結果報告書（様式第 7-1 号）、提案型協働事業収支結果報告書（様式第 7-2 号）及び提案型協働事業チェック表（様式第 8 号）を市に提出し、取り組んだ事業の成果などを広く市民に公開するとともに、課題等についても整理し、「事業成果報告会」にて検証を行います。

また、HP 等でも事業の結果および評価について公表を行います。

10 事業期間、募集件数等、提案にあたって必要な提出書類

事業期間：協定締結日～平成 32 年 3 月 31 日（予定）

（最大 1 年間延長できますが、2 年目の実施にあたって審査があります。）

市の負担額：40 万円以内（1 事業 30 万円を限度とします。費用負担の割合については協議の上、調整します。）

募集予定件数：市民提案型協働事業 2 事業

提出書類

提案型協働事業提案書（様式第 1 号）

提案型協働事業企画書（様式第 2 号）

提案型協働事業収支予算書（様式第 3 号）

提案団体の概要書（様式第 4 号）

誓約書（様式第 10 号）

提案団体の前年度活動報告書及び収支決算書

提案団体の定款、規約、会則等

提案団体の構成員名簿

会報、新聞の切抜など通常の活動内容が分かる資料

その他市長が必要と認める書類

提出期限：平成 30 年 11 月 26 日（月）午後 5 時 00 分 必着

提出先：〒660-8501（住所記載不要）

尼崎市役所 ひと咲き施策推進担当

TEL 06-6489-6153 FAX 06-6489-6173

電子メール ama-kyoudou@city.amagasaki.hyogo.jp

提出方法：郵送、電子メール又は持参にて

11 公開説明会

日時：平成 31 年 3 月初旬予定

12 補助金の交付について

3 月開催の市議会で本事業の平成 31 年度予算が承認されてから、選考委員会の選考結果等をふまえて補助金の交付を決定します。

13 モデル事業の事業化について

モデル事業実施中又は実施後に提案団体と所管課が協議を行い、実績を検証し、市として事業化についての判断を行います。

提案型協働事業制度についてQ & A

制度の内容について

Q1	あまがさきチャレンジまちづくり事業との違いはなんですか。
A1	あまがさきチャレンジまちづくり事業は、自ら地域の課題解決に向けて取り組む市民団体の公益的な事業に必要な経費を一部助成することで団体の自主事業を金銭的に支援するものです。 一方、提案型協働事業制度は、市民団体が自発的・自主的に行う非営利の公益活動のうち、市と適切な役割分担をすることで、より効果があがる事業を協働で実施するものです。金銭的な支援だけでなく、様々な手法があり、事業内容についても市と団体で協働で決めていくものです。

応募することができる市民活動団体

Q2	活動は尼崎市内で行いますが、事務所は市外にあります。申請できますか？
A2	市民団体の事務所が市外にあっても、活動拠点が尼崎市内にあり、活動を行っているのであれば対象団体となります。申請時に尼崎市内で活動していることが分かる資料が必要です。
Q3	株式会社などの民間事業者が社会貢献事業として提案することはできますか。
A3	本制度は市民団体と市とが地域課題解決に向けて協働で取り組むことを目的としているため、民間事業者が本制度を活用することはできません。但し、他にもさまざまな方法がありますので、ひと咲き施策推進担当にご相談ください。
Q4	個人での提案はできますか。
A4	提案いただいた事業は実行可能性も求められますので、個人での提案は対象外となります。

提案できる活動について

Q5	参加費やサービスの対価をもらうなど、有料で行う活動は対象になりますか。
A5	対象となります。活動を継続させ自立を目指すため、積極的な自己資金の調達は構いません。
Q6	公益的な活動とはどのようなものですか。
A6	尼崎市民を対象とした不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動が対象となります。特定のものの利益が間接的に不特定多数のもの公益に繋がる場合は、公益的活動と認められる場合があります。市の貴重な税金を使って事業を実施しますので、客観的に公益性があることが認められる必要があります。
Q7	どのような活動が提案できるでしょうか。
A7	地域の課題に対して、市民団体と市が協働で課題解決に向けて取り組むことを目的としていますので、営利を目的としたものは提案できません。 また、市民団体と市とがそれぞれの責任と役割分担のもと、取り組む事業ですので市への一方的な要望というような内容は、本制度にはなじみません。 提案の例としては、子育て関係や環境啓発など地域で課題となっているものです。
Q8	提案すれば全て実現できるのでしょうか。
A8	提案された内容が全て無条件で実施できるわけではありません。書類審査や所管課との協議、第三者による審査会等の審査を経て、選考された事業を採択します。

補助の対象経費について

Q9	有償スタッフの人件費は対象になりませんか。
A9	提案事業を実施するにあたって、団体のスタッフだけでは足りないなど、直接、必要な臨時スタッフの経費が対象となります。有償スタッフの人件費には自己資金を充当するようにしてください。
Q10	他の助成金との併用はできますか。
A10	民間の助成金については、自己資金として活用していただいて結構です。但し、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該提案事業に助成等を受けているものは対象外となり、併用できません。
Q11	補助金額に上限はありますか。
A11	提案が採択されれば、関係課との協議により、役割分担や費用分担を協議し協定を結びますが、1事業あたり30万円を限度に2事業程度を40万円の範囲内で補助します。